

盛岡市農業委員募集要項

1 募集人数 19人

- (1) 農業委員（中立委員を除く。） 18人
- (2) 農業委員（中立委員） 1人

2 業務

- (1) 農業委員会の会議に出席し、農地の権利に係る許可等の審議を行います。また審議に関連する現地調査を行います。
- (2) 農地等の利用の最適化の推進（農地の集積・集約や遊休農地の発生防止解消、新規参入者の促進）のため現場活動を行います。
- (3) 農業者等の話し合いの場に参加し、担い手への農地集積・集約化を推進します。

3 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

4 身分及び報酬

盛岡市の特別職の非常勤職員となります。

月額報酬42,800円のほか、農地等の利用の最適化の推進の活動の実績により年額報酬が支給される場合があります。

5 推薦を受ける方及び応募する方の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会業務を適切に行うことができる方。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、農業委員会等に関する法律第8条第4項の規定により委員となることはできません。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

6 募集期間

令和8年2月2日(月)から令和8年3月2日(月)まで

7 推薦及び応募方法

推薦及び応募の方法は、(1)推薦を受けて申込む方法と(2)自ら応募する方法の二通りです。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募は可能ですが、兼務することはできません。

(1) 推薦を受けて申込む

ア 個人推薦する場合は、盛岡市農業委員候補者推薦書【様式1号】

イ 団体推薦する場合は、盛岡市農業委員候補者推薦書【様式2号】

(2) 自ら応募する

自ら応募する場合は、盛岡市農業委員候補者応募書【様式3号】

※農業委員になろうとする方で、盛岡市以外に住民登録をしている方は、住民票の写し1通（本籍地及び筆頭者の記載があり、発行後3ヶ月以内）を添付してください。

提出書類の用紙は、次の場所に備え付けるほか、盛岡市公式ホームページからダウンロードできます。

ホームページ <https://www.city.morioka.iwate.jp/>

備え付け場所	所在地
市役所本庁舎本館1階 窓口案内所	盛岡市内丸12-2
都南分庁舎1階 農業委員会事務局	盛岡市津志田14-37-2
玉山総合事務所2階 農業委員会事務局玉山分室	盛岡市渋民字泉田360

[記入上の注意]

記入にあたっては、記載例を参考にして記入してください。

8 受付

令和8年2月2日(月)から令和8年3月2日(月)まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで、土日祝日は受付しません。

また、メールやFAXでの提出は受付しません。なお、提出された書類は返却しませんので御了承願います。

(1) 持参の場合

盛岡市農業委員会事務局又は盛岡市農業委員会事務局玉山分室へ、提出書類に必要事項を記入し直接提出してください。

(2) 郵送の場合

盛岡市農業委員会事務局又は盛岡市農業委員会事務局玉山分室へ、提出書類に必要事項を記入し郵送してください。令和8年3月2日(月)消印有効です。

提出・郵送先	住 所
盛岡市農業委員会事務局	〒020-8532 盛岡市津志田14-37-2
盛岡市農業委員会事務局玉山分室	〒028-4195 盛岡市渋民字泉田360

9 公表

募集の状況については、農業委員会等に関する法律に基づき、令和8年2月中旬頃に中間報告、令和8年3月中旬頃に最終報告を盛岡市公式ホームページ上に掲載します。

公表内容は、「盛岡市農業委員候補者推薦書」又は「盛岡市農業委員候補者応募書」に記載されている住所、生年月日及び電話番号を除いた記載事項で具体的には次のとおりです。

- (1) 推薦をする者（法人・団体）の名称、代表者又は管理人の氏名、活動の目的、構成員の数及び構成員の資格、要件等
- (2) 推薦をする者（個人）の氏名、年齢、性別及び職業
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、年齢、性別、職業、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等又は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イからヌ※1までに掲げる者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が推薦を受ける者を同時期に募集する盛岡市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別又は応募する者が盛岡市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

10 委員候補者の選考

農業委員候補者評価委員会において、書類選考(必要に応じて面接等を行う場合があります。)により、当該委員会の意見を参考にして、委員候補者を決定します。

結果については、推薦者代表及び被推薦者並びに応募者へ5月中旬頃(予定)に文書で通知します。

11 その他

- ・必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。
- ・推薦書又は応募書に記載された内容の確認のため、必要に応じて本人又は関係機関に対して照会を行うことがあります。
- ・推薦又は応募に要する費用は全て申込みをいただいた方の負担となります。

12 問い合わせ先

盛岡市農業委員会事務局(都南分庁舎1階)

〒020-8532 盛岡市津志田 14-37-2 TEL 019-639-9034

※1 農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号【認定農業者等に準ずる者】

- イ 認定農業者等であつた者
- ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ハ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。ニ及び第10条第1号において同じ。）である個人
- ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）
- ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第4項第1号ハに規定する組織の役員
- ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの
- ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの（業務を執行する役員又は使用人）
- チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
- リ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（ヌ及び第10条第2号において「基本構想水準到達者」という。）である個人
- ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人